

平成28年6月30日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年5月分)について

平成28年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年5月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成28年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが1件、平成27年度が50件、平成26年度が34件、平成25年度以前が366件、合計451件（市区町村において発生した4件、委託業者等が発生させた12件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な394件及びシステム事故1件について、日本年金機構HPに掲載しています。

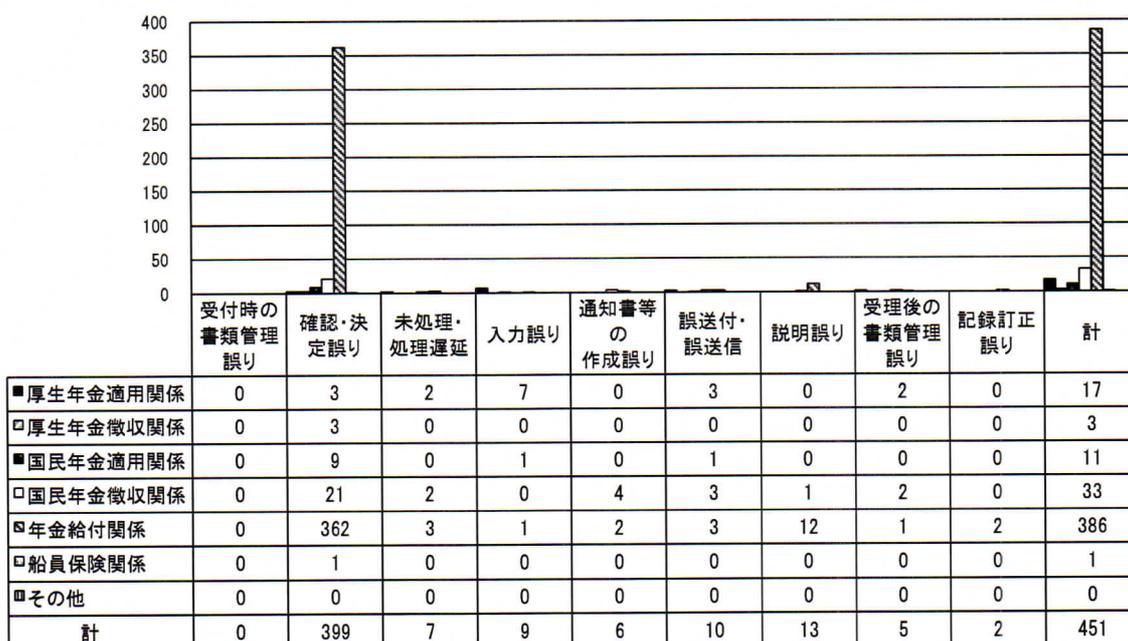
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
		7	2								
件数	321	7	2	7(1)	6(1)	6	15	31(3)	40(10)	(1)	435(16)
割合	71.2%	1.6%	0.4%	1.8%	1.6%	1.3%	3.3%	7.5%	11.1%	0.2%	100.0%

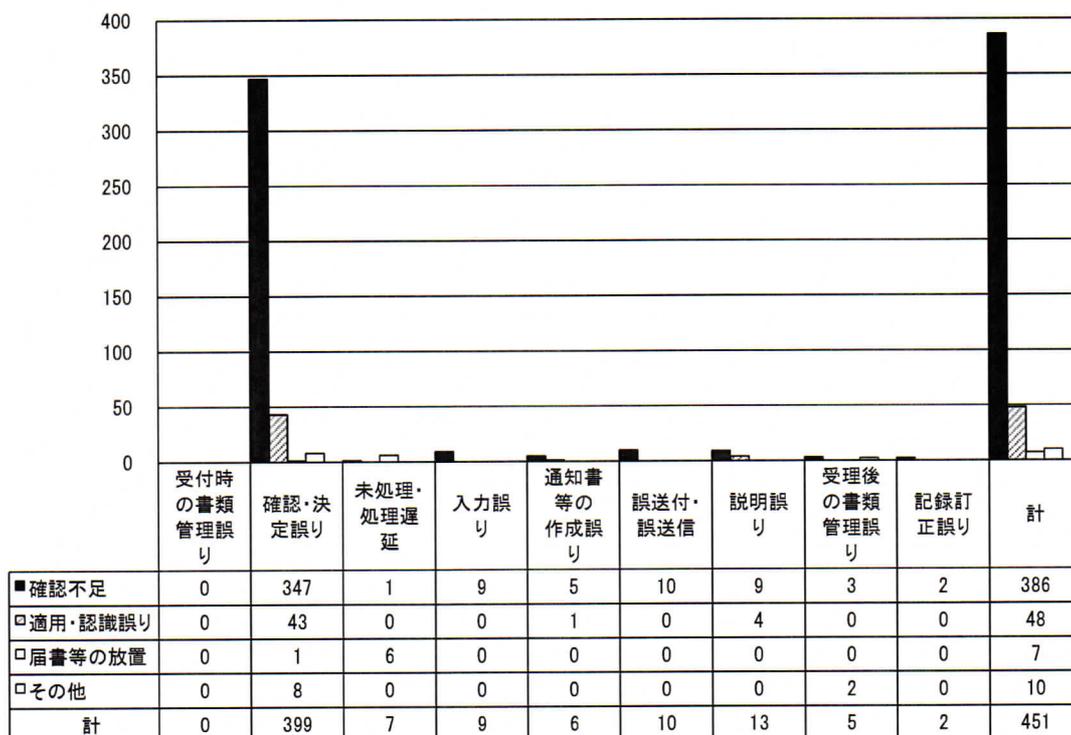
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

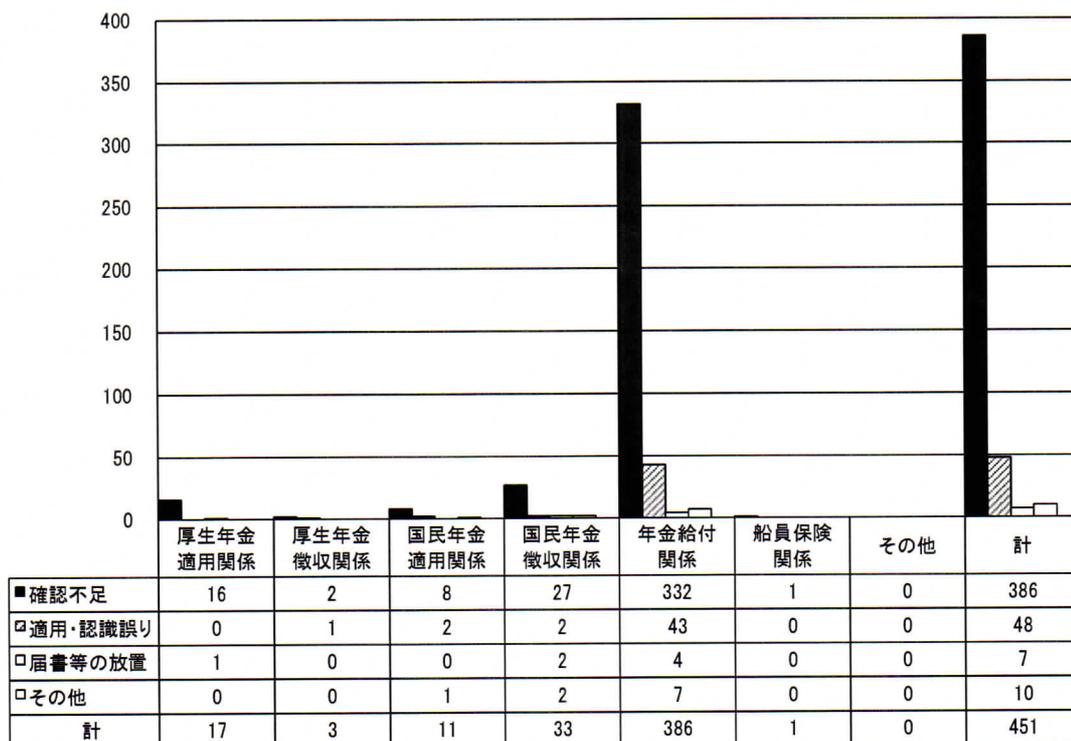
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



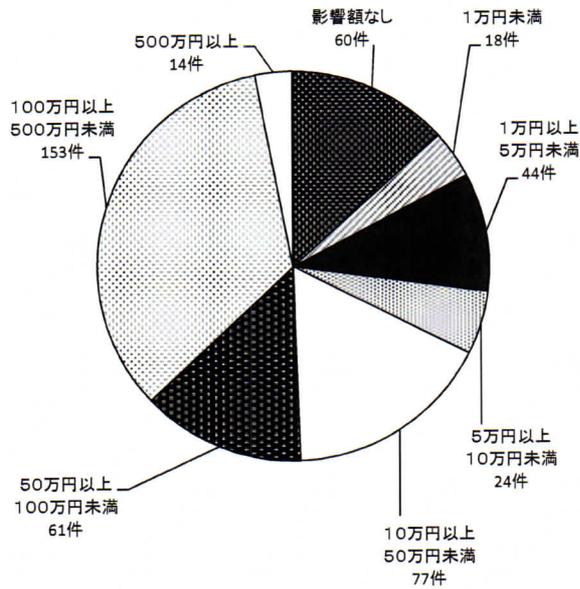
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

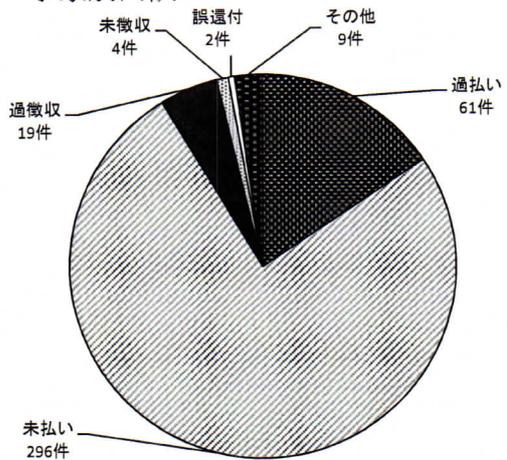


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	11	0	5	19	25	0	0	60
1万円未満	1	0	2	5	10	0	0	18
1万円以上 5万円未満	0	0	1	6	36	1	0	44
5万円以上 10万円未満	3	0	0	0	21	0	0	24
10万円以上 50万円未満	2	2	1	0	72	0	0	77
50万円以上 100万円未満	0	1	0	1	59	0	0	61
100万円以上 500万円未満	0	0	2	2	149	0	0	153
500万円以上	0	0	0	0	14	0	0	14
計	17	3	11	33	386	1	0	451

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	61件	52,734,697	864,503
未払い	296件	507,785,237	1,715,490
過徴収	19件	4,225,999	222,421
未徴収	4件	978,141	244,535
誤還付	2件	4,247,100	2,123,550
その他	9件	12,982,725	1,442,525
計	391件	582,953,899	1,490,930

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過徴収と未払いがある件	3件	10,636,543
過徴収と過払いがある件	2件	1,001,781
過払いと未払いがある件	4件	1,344,401

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	379件	84.0%
外部	72件	16.0%
計	451件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2016年4月8日	不要な年金振込通知書(平成28年4月送付分)の送付について	762,587名	-	0円

○日本年金機構の平成28年5月分の事務処理誤り一覧(1～38ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～15 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 | 16～18 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 | 19～27 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 5P | 整理番号 | 28～57 |
| 5. 年金給付関係 | | 9P | 整理番号 | 58～394 |

○日本年金機構の平成28年5月分のシステム事故一覧(38ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格喪失届の誤り	入力誤り	徳島	徳島南	2009年 3月5日	2016年 3月4日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の処理時に死亡による資格喪失と入力すべきところ誤って退職による資格喪失と入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様のご家族及び事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
2	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	文京	2008年 6月5日	2015年 5月29日	○事務センターから問合せがあり、賞与支払届の審査時に、定年後再雇用となった被保険者へ再雇用後に支給された賞与について、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過払い	254,038
3		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2011年 8月24日	2016年 1月15日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に委託業者が標準賞与額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	4,649
4		和歌山	事務センター	2016年 3月14日	2016年 3月17日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に標準賞与額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0	
5		住所変更届の誤り	入力誤り	三重	尾鷲	2008年 8月6日	2016年 2月5日	○事業所から提出された被扶養者異動届を審査していたところ、住所変更届の処理時に被保険者の住所を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-
6	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2015年 1月6日	2015年 8月7日	○処理済みの届書を編綴していたところ、二以上事業所勤務者に係る70歳以上被用者該当・不該当届の審査時に不該当年月日を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を複数で実施することを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	75,292
7		入力誤り	和歌山	事務センター	2015年 6月22日	2015年 7月24日	○事業所から問合せがあり、育児休業取得者申出書の処理時に育児休業期間を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
8		宮城	仙台北	2015年 7月24日	2015年 10月21日	○年金事務所で二以上事業所勤務者に係る70歳以上被用者算定基礎届の処理を行っていたところ、事務センターで70歳以上被用者算定基礎届を報酬額を合算せず一方の事業所からの報酬額のみで誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックの徹底及び二以上届に関する注意点を周知しました。	2名	過払い	84,800	
9		岡山	岡山広域 事務センター	2015年 10月8日	2016年 2月10日	○年金事務所から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の処理時に、被用者年金一元化法施行以前から在職中であるとの項目の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過払い	76,108	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	事業所関係届書の未処理	未処理・処理遅延	群馬	太田	2015年 7月13日	2016年 2月12日	○事業所から提出のあった適用事業所状況回答書を確認したところ、適用事業所全費届が回答書に添付されたまま未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様へ連絡を図りましたが、お客様からの連絡がありませんでした。届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
11	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	北	2015年 11月27日	2015年 12月3日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の被扶養者異動届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。控えを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底し、送付先に疑義のある場合確認の問い合わせを行うよう周知しました。	2事業所 2名	-	0
12			香川	事務センター	2016年 1月28日	2016年 1月29日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の被扶養者異動届の通知書を委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェック及び類似した事業所の名称への注意を徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
13			新潟	事務センター	2016年 4月8日	2016年 4月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務の受託を受けていない事業所の被扶養者異動届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。控えを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェック及び作業場所の確保を徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
14	厚生年金適用関係届書の所在不明	受理後の書類管理誤り	愛知	事務センター	2016年 2月22日	2016年 2月22日	○委託業者から申し出があり、事業所から提出された育児休業取得者申出書及び産前産後休業取得者申出書を誤ってシュレッダーで裁断していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び事務を受託している社会保険労務士にお詫びの上説明しました。届書を再提出いただき、処理を行いました。 ●委託業者の作業室よりシュレッダーを撤去するとともに、書類管理の徹底を指示しました。	1事業所 1名	-	0
15	事業所関係届書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大手前	2015年 6月11日	2015年 7月23日	○事業所から問合せがあり、新規適用届の審査時に、健康保険組合加入の事業所であるにもかかわらず、誤って全国健康保険協会加入の事業所として処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に記載事項の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	栃木	栃木	2015年 12月11日	2016年 2月29日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付申出書の処理時に金融機関への依頼書の送付が行われず、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。金融機関へ送付し、口座振替が開始されました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	167,905
17	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2015年 5月13日	2015年 10月13日	○二以上事業所勤務者に係る算定基礎届の処理を行ったところ、健康保険料率改定時の保険料が未登録となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料額は増額調整しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	790,837
18			広島	福山	2015年 12月14日	2016年 2月12日	○事業所から問合せがあり、事業所の所在地変更により年金事務所の管轄が変更となったことに伴い健康保険料率に変更されたにもかかわらず、二以上事業所勤務者に係る処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額は減額調整しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底し、入力不要とする場合は処理票に根拠を記載するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	240,266

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	国民年金被保険者資格取得届の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年12月3日	2016年1月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理する際に、基礎年金番号が1桁異なる同一生年月日の別人のお客様の基礎年金番号で入力していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届を処理する際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
20	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2011年9月14日	2016年2月5日	○お客様から問合せがあり、添付書類の確認不足により資格喪失の要件に該当しないにもかかわらず資格喪失届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書を処理する際は添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
21	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	沖縄	事務センター	2015年2月26日	2015年12月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者第3号該当届を処理する際に、該当年月日を誤っていたため、納付済みの保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	121,260
22			新潟	長岡	2001年2月2日	2012年10月26日	○配偶者の死亡によりお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金被保険者第3号該当届を処理する際に、該当年月日を誤って処理し、その記録で老齢年金が決定されていたため、年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,649
23	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2013年5月21日	2016年3月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	31,880
24			三重	四日市	2007年5月28日	2014年12月12日	○お客様から問合せがあり、受給権を確保するための国民年金任意加入申出書を受け付けした際に、合算対象期間の確認不足により、任意加入の必要がないお客様から任意加入申出書を受取り、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いとなっていた年金をお支払いし、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,331,060
25			埼玉	春日部	2011年10月17日	2015年2月24日	●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	4,400,950
26			東京	立川	2010年9月28日	2014年12月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
27	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2016年2月3日	2016年4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者住所変更届を処理する際に、市外への転居であるにもかかわらず、市内転居として処理をしたため、住所が誤って登録されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事象を周知し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2012年 9月28日	2014年 2月14日	○内部監査により、国民年金保険料還付請求書が未提出で提出勧奨を行っても提出がなく、既に還付金請求権が時効となっているお客様に、再提出の勧奨を行っていたことが判明しました。 ●担当部署からお客様に時効により還付することができない旨のお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、還付請求書未提出者への勧奨状況の確認を徹底するよう周知しました。	31名	-	0
29			香川	事務センター	2014年 3月6日	2014年 8月8日		5名	-	0
30			広島	事務センター	2013年 8月12日	2014年 8月21日		6名	-	0
31			埼玉	事務センター	2014年 11月27日	2015年 3月25日		○お客様から問合せがあり、共済記録を追加したことにより、国民年金資格記録が自動喪失した場合は記録の補正が必要であるにも関わらずその処理を漏らしたため、国民年金被保険者期間の納付済保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格記録が自動喪失した際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付
32	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2014年 10月21日	2014年 11月21日	○担当部署で受理した国民年金被保険者資格取得届を確認していたところ、お客様が前納を希望していたにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、お客様が前納を希望している際は、納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	240
33		通知等の作成誤り	埼玉	越谷	2013年 5月22日	2014年 3月24日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付を希望されていたお客様に対し、誤って付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
34	国民年金保険料前納制度の誤り	説明誤り	兵庫	須磨	2015年 4月6日	2015年 5月28日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金被保険者資格取得届を受け付けた際に、前納制度の説明を行っていなかったことが判明しました。 ●区役所の担当者がお客様にお詫びの上、遑って前納をすることができないことを説明しました。 ●区役所からお客様への説明事項の確認を徹底すると報告がありました。	1名	-	0
35	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年 8月1日	2014年 4月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受け付けた口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年 9月24日	2014年 5月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書と同時に受け付けた口座振替申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
37			埼玉	越谷	2015年 5月21日	2015年 7月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
38	国民年金保険料延滞金納付書の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	2014年 10月14日	2014年 10月14日	○担当部署で領収した延滞金の確認をしていたところ、延滞金の計算誤りにより、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。 ●お客様と連絡が取れなかったため、担当者がお詫びの文書と還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、延滞金を計算する際は窓口装置による確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	800
39			大阪	難波	2014年 4月14日	2014年 4月16日	○担当部署で領収した延滞金の確認をしていたところ、延滞金の計算誤りにより、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収となった延滞金を還付しました。連絡が取れなかったお客様には、お詫びの文書と還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、延滞金を計算する際は窓口装置による確認を徹底するよう周知しました。	4名	過徴収	800
40	国民年金保険料追納申出書の誤り	確認・決定誤り	長野	岡谷	2015年 8月3日	2015年 9月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申出書を受け付けた際に、追納の有無は受給要件には影響がないことの説明を漏らし追納申出書を受け付け、処理をしたため、お客様が追納していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納申出書を受け付けする際は説明事項の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	46,290
41			栃木	宇都宮東	2014年 3月31日	2014年 5月2日	○担当部署で受理した国民年金保険料追納申出書を確認していたところ、追納期限が間近であるにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、追納期限が経過し追納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から追納は行わないとの申出がありました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
42	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜北	2015年 6月16日	2015年 7月10日	○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付申出書を処理する際に、老齢年金の受給権を有するお客様のため、65歳の誕生日の前々日までに納付書を交付すべきところ、65歳の誕生日以降に納付書を交付しお客様が納付したため、保険料が過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料を領収することができないことを説明しました。訂正処理を行い、後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出書を処理する際は、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
43	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2014年 9月22日	2015年 5月27日	○年金相談センターから連絡があり、老齢年金の受給権が発生しているため国民年金後納制度を利用できない方であるにもかかわらず、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けし、お客様が後納保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を提出いただき、老齢年金を決定しお客様に正しい年金をお支払いし、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	4,904,533
44			静岡	三島	2015年 5月18日	2015年 8月25日	○担当部署で処理した後納保険料納付申込書の再確認を行っていたところ、合算対象期間の確認不足により、受給権を満たすために不要な月数分の後納納付書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	522,360
45			沖縄	浦添	2016年 2月29日	2016年 3月8日	○担当部署で処理した後納保険料納付申込書の再確認を行っていたところ、後納対象期間外の納付書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる後納対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	77,980
46			通知等の作成誤り	栃木	宇都宮東	2014年 3月26日	2014年 4月18日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の受給権を有するお客様のため、国民年金後納保険料納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、後納期限が経過した後にお客様が納付され、過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料を領収することができないことを説明しました。過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収
47	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	2015年 3月24日	2015年 7月29日	○担当部署で領収した国民年金保険料の延滞金を確認していたところ、差押をした際に滞納処分事務登録処理票の入力を漏らしたため、誤った金額で延滞金の納付書が発行されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、事務の流れを再確認するとともに、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,850
48			東京	池袋	2015年 9月2日	2015年 10月1日	○担当者が預り金の確認をしていたところ、破産管財人より年金事務所の預金口座へ交付要求に対する配当金が振込された後に、領収証書の交付等の保険料への充当処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が破産管財人にお詫びの上説明しました。領収証書を送付しました。 ●担当部署において、預金口座の入金状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
49			通知等の作成誤り	岐阜	大垣	2014年 1月20日	2014年 11月18日	○ブロック本部から連絡があり、国民年金保険料の督促状を作成する際に、連帯納付義務者の督促対象期間を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した督促状を回収しました。訂正処理を行い、正しい期間で督促状を送付しました。 ●担当部署において、連帯納付義務者に督促状を発行する際は、住民票により督促対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	9名	-
50			静岡	浜松東	2014年 10月20日	2014年 11月18日		2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金徴収関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	宮城	仙台広域事務センター	2011年3月頃	2015年12月25日	○担当部署で市役所から送付された国民年金保険料免除申請書を確認していたところ、市役所が添付書類不備のため免除申請書を受け付けしてから長期間処理を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に添付書類の提出を依頼しましたが、提出がなかったため一部免除の承認処理及び、免除却下処理を行いました。 ●市役所に対し、不備書類の適切な進捗管理を徹底するよう依頼しました。	3名	-	0
52			愛知	瀬戸	2015年4月2日	2016年3月8日	○市役所から連絡があり、市役所が国民年金保険料免除申請書を事務センターに送付することを漏らしていたことが判明しました。 ●市役所の職員がお客様にお詫びの上説明しました。申請書の処理を行いました。 ●市役所に対し、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	-	0
53	国民年金徴収関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	埼玉	越谷	2013年7月22日	2014年6月6日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出のあった国民年金保険料口座振替納付申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を再提出していただき処理を行い、前納保険料は現金領収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
54			神奈川	事務センター	2015年9月頃	2016年1月6日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	3名	-	0
55	国民年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	東北ブロック本部	2016年2月19日	2016年2月26日	○お客様から問合せがあり、特別催告状と国民年金保険料納付書を2名のお客様に送付する際、納付書を入れ違いにしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
56			埼玉	越谷	2016年3月4日	2016年3月7日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料還付請求書を送付する際に、別人の被保険者記録照会回答票を混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会票を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
57			東京	北	2014年7月11日	2014年7月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を2名のお客様に返戻する際、送付物を入れ違いにしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除申請書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	平塚	2000年 9月21日	2015年 5月19日	○事務センターから連絡があり、繰上げ請求による老齢基礎年金決定時の入力誤りにより、特別支給の老齢厚生年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	367,485
59			愛知県	一宮	2000年 7月26日	2014年 10月21日	○事務センターから連絡があり、本来、障害年金の受給以降は国民年金保険料の法定免除となる期間について、保険料納付済期間としたまま老齢年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書をお返し、法定免除該当届を提出いただき、処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,236,860
60			兵庫県	西宮	2009年 6月5日	2015年 1月10日	○年金相談の際に年金記録を確認したところ、厚生年金被保険者記録の判明に伴い老齢年金の決定が必要であるにもかかわらず、確認不足からお客様へ老齢年金請求書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を提出いただき、年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には年金請求の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,088,300
61			神奈川県	横浜西	1998年 5月28日	2012年 11月9日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戸籍謄本の生年月日や年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	106,840
62			神奈川県	横浜南	1989年 11月30日	2013年 12月17日		1名	未払い	140,040
63			静岡県	清水	1983年 12月頃	2014年 2月7日		1名	未払い	255,450
64			愛知県	刈谷	1981年 6月25日	2014年 12月19日		1名	未払い	47,342

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
65	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	1984年 1月9日	2014年 12月22日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戸籍謄本の生年月日や年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	229,683	
66			京都	上京	1988年 6月2日	2014年 12月26日		1名	未払い	2,842	
67			群馬	太田	1971年 4月1日	2015年 2月19日		1名	未払い	2,041	
68			北海道	札幌西	1988年 8月4日	2015年 3月19日		1名	未払い	25,934	
69			鳥取	米子	1992年 11月20日	2015年 4月15日		1名	未払い	2,884,261	
70			長崎	長崎北	1983年 6月頃	2014年 12月10日		○事務センターや機構本部から連絡があり、合算対象期間や通算対象期間の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,442,201
71			東京	江戸川	1963年 3月11日	2015年 1月30日			1名	未払い	142,230
72			東京	足立	1981年 6月1日	2015年 4月24日			1名	未払い	259,055

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
73	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	1990年 6月21日	2015年 5月15日	○事務センターや機構本部から連絡があり、合算対象期間や通算対象期間の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	727,135	
74			福岡	西福岡	1989年 1月19日	2015年 10月30日		1名	未払い	70,598	
75			愛媛	松山東	1985年 7月25日	2015年 4月9日		1名	過払い	1,121,754	
76		説明誤り	大阪	堺東	2015年 4月2日	2015年 4月21日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が年金相談時に配偶者の年金記録の確認不足から合算対象期間の計算を誤り、老齢年金の受給資格がないにもかかわらず、年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0	
77			山形	鶴岡	2015年 10月8日	2015年 11月17日		1名	-	0	
78		老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1995年 4月1日	2012年 7月30日	○事務センターから連絡があり、老齢年金を決定する際に、第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	104,435
79				神奈川	高津	2006年 6月15日	2014年 1月14日		1名	過徴収	79,147
80	徳島			徳島北	1987年 5月28日	2014年 6月30日	1名		過払い	37,362	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1978年 10月15日	2014年 11月12日	○事務センターから連絡があり、老齢年金を決定する際に、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	136,206
82			千葉	千葉	1996年 5月23日	2015年 1月28日		1名	過徴収	99,742
83			宮崎	都城	1991年 11月21日	2015年 4月6日		1名	過徴収	15,822
84			北海道	事務センター	2010年 11月4日	2015年 5月21日		1名	過徴収	635,390
85			東京	大田	2005年 10月9日	2015年 11月9日		1名	過払い	141,406
86			大阪	淀川	2006年 11月4日	2015年 3月9日		○事務センターから連絡があり、老齢年金を決定する際に、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったこと及び、第四種被保険者期間の削除に伴い配偶者の国民年金保険第3号被保険者期間の訂正が必要であるにも関わらず訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他
87	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1994年 3月31日	2015年 5月20日	○お客様から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,718,008
88			福岡	福岡広域 事務センター	1982年 3月17日	2014年 7月11日		○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業を行っていたところ、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1966年 3月頃	2014年 8月26日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,941,431
90			神奈川県	相模原	1981年 4月27日	2014年 9月12日		1名	未払い	556,403
91			愛知県	一宮	1992年 8月20日	2014年 10月14日		1名	未払い	1,429,398
92			東京都	葛飾	1985年 1月1日	2014年 11月28日		1名	未払い	251,656
93			静岡県	三島	1983年 9月頃	2014年 12月5日		1名	未払い	118,811
94			福岡県	南福岡	1984年 6月27日	2014年 12月16日		1名	未払い	296,088
95			岐阜県	岐阜北	1989年 9月17日	2014年 12月18日		1名	未払い	1,908,335
96			神奈川県	横浜南	1989年 12月26日	2015年 1月8日		1名	未払い	967,049
97			福岡県	直方	1971年 1月31日	2015年 2月5日		1名	未払い	411,432
98			静岡県	清水	1990年 3月7日	2015年 3月19日		1名	未払い	2,383,469
99			宮崎県	宮崎	1970年 10月24日	2015年 4月29日		1名	未払い	41,370
100			香川県	善通寺	1984年 5月1日	2015年 4月30日		1名	未払い	576,810
101			三重県	津	1989年 11月2日	2015年 4月30日		1名	未払い	306,075
102	新潟県	新発田	1986年 7月5日	2015年 5月25日	1名	未払い	5,268,151			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
103	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	三重	津	1984年 7月頃	2015年 5月18日	○事務センターから連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
104	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	1997年 7月3日	2014年 12月15日	○遺族年金の請求時又は事務センターや機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様には返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,598,447
105			東京	葛飾	1992年 4月20日	2015年 5月1日		1名	過払い	2,646,428
106			広島	福山	1994年 12月12日	2015年 5月20日		1名	過払い	2,218,299
107			京都	舞鶴	2009年 3月5日	2014年 10月10日		1名	過払い	8,446
108			京都	舞鶴	2010年 1月29日	2014年 10月10日		1名	過払い	1,435,198
109			神奈川	横浜西	2005年 12月31日	2014年 10月17日		1名	過払い	1,986,178
110			埼玉	熊谷	2006年 5月18日	2014年 10月17日		1名	過払い	6,128
111			大阪	城東	2002年 8月8日	2014年 10月17日		1名	過払い	937,737
112			東京	足立	2002年 7月23日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,434,253
113			大阪	吹田	2006年 11月9日	2014年 11月7日		1名	過払い	2,086,825
114			香川	高松東	2008年 9月11日	2014年 11月25日		1名	過払い	8,163
115			香川	高松西	1995年 5月11日	2014年 12月4日		1名	未払い	590,998

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
116	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	1997年 7月17日	2015年 2月3日	○遺族年金の請求時又は事務センターや機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様には返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,523
117			東京	大田	1995年 9月14日	2015年 4月17日		1名	過払い	120,000
118			秋田	大曲	1989年 2月頃	2015年 5月19日		1名	未払い	55,837
119			長崎	佐世保	1993年 9月28日	2015年 11月26日		1名	未払い	2,889,166
120			京都	中京	2006年 3月9日	2015年 3月11日	○お客様から問合せがあり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の算入を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,165,338
121			愛媛	松山東	1996年 4月4日	2012年 9月26日		2名	過払い	2,177,491
122			神奈川	事務センター	2008年 11月27日	2011年 1月24日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,397,046
123			北海道	札幌西	2009年 4月30日	2015年 6月1日		1名	過払い	1,618,932
124			北海道	札幌西	1987年 3月20日	2015年 3月24日	○事務センターから連絡があり、加入期間の確認不足により、本来、退職共済年金として決定しなければならないところ、誤って老齢厚生年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び旧農林共済の取扱いの確認を徹底するよう周知しました	1名	過払い	346,874
125			鳥取	倉吉	2002年 4月1日	2014年 12月18日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	210,560
126			新潟	上越	2002年 7月1日	2015年 2月27日		1名	未払い	88,318

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
127	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2002年 6月5日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,942,029
128			神奈川	横浜西	2004年 1月22日	2014年 10月17日		1名	過払い	2,386,347
129	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1982年 10月頃	2013年 10月25日	○機構本部から連絡があり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間として保険料を納付し、誤った記録のまま老齢年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターから連絡があり、別人の記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢厚生年金を決定していたこと及び、加入期間の確認漏れから加給年金の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢厚生年金を決定していたこと及び、加入期間の確認漏れから振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
130			熊本	熊本西	2002年 1月28日	2015年 1月28日		1名	過払い	239,400
131			愛媛	松山東	1991年 12月20日	2014年 12月3日		1名	未払い	12,671,568
132			大阪	天王寺	1992年 2月26日	2015年 2月10日		1名	未払い	764,850
133			福岡	直方	1976年 8月31日	2015年 1月14日		1名	未払い	33,930
134			長崎	佐世保	1981年 11月頃	2015年 2月26日		1名	未払い	419,884
135			神奈川	高津	1983年 5月19日	2015年 3月31日		1名	未払い	617,258
136			石川	小松	1985年 10月1日	2014年 5月2日		1名	未払い	40,086
137			岐阜	岐阜南	1971年 5月1日	2014年 6月3日		1名	未払い	22,000
138			富山	富山	1980年 5月頃	2015年 1月19日		1名	未払い	27,046
139	北海道	小樽	1995年 5月4日	2015年 1月22日	1名	未払い	1,439,957			
140	兵庫	姫路	1983年 9月22日	2015年 2月3日	1名	未払い	2,385,622			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
141	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1974年 9月頃	2015年 2月18日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤って老齢年金を決定していたこと及び、配偶者状態の確認漏れによる加給年金の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
142			愛知	瀬戸	1984年 9月頃	2014年 12月26日	○事務センターから連絡があり、65歳到達した際の審査時の確認不足により、通算老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	1,925,158	
143			山口	岩国	1990年 6月14日	2015年 2月18日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金を決定する際に、任意加入期間のため国民年金の免除とはならない期間を免除期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	527,701	
144			兵庫	明石	1970年 5月6日	2015年 3月19日		1名	過払い	179,500	
145			神奈川	鶴見	1998年 5月28日	2015年 5月26日		1名	過払い	91,749	
146			大分	佐伯	2005年 5月頃	2015年 10月30日		1名	過払い	44,683	
147			東京	中央	1978年 10月頃	2014年 11月14日		○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに決定する際及び、遺族年金を決定する際に、厚生年金被保険者記録の一部が収録されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	204,691
148			千葉	幕張	1984年 6月頃	2014年 11月26日			2名	未払い	182,100
149			新潟	上越	1983年 7月21日	2015年 1月5日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに決定する際に、厚生年金被保険者記録の一部が収録されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,427	
150			石川	小松	1971年 11月1日	2015年 1月9日		1名	未払い	91,498	
151			愛知	笠寺	1985年 6月1日	2015年 2月12日		1名	未払い	49,974	
152			佐賀	佐賀	1982年 3月3日	2015年 2月24日		1名	未払い	57,463	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
153	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	1986年 9月4日	2012年 12月20日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で旧法国民年金の繰上げ請求による老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金請求書を提出いただき、過徴収の国民年金保険料を還付し、老齢年金の取消しと通算老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,017
154			岐阜	岐阜北	1974年 4月18日	2015年 5月1日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で旧法国民年金の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金請求書を提出いただき、老齢年金を取消し、通算老齢年金を決定しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
155			岐阜	岐阜北	1985年 8月21日	2015年 5月25日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、お客様に正しい年金支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	573,283
156	老齢年金の繰上げ・繰 下げ請求の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2010年 7月12日	2014年 12月8日	○お客様から問合せがあり、旧三共済の特別支給の退職共済年金を受給しているお客様が全部繰上げ請求の相談を行った際に、お客様にとって金銭的に不利な繰上げ請求を案内し決定していたこと及び、本来支給停止となる定額部分について、確認不足により支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求の取消し、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	1,397,500
157			神奈川	厚木	2014年 12月2日	2015年 2月2日	○お客様から連絡があり、繰上げ請求による老齢基礎年金を決定した際に、受付年月日の確認不足から受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの老齢基礎年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の繰上げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	47,900
158			東京	足立	2014年 10月24日	2015年 1月6日	○お客様から連絡があり、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に支給停止となる退職共済年金の確認不足により、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの老齢基礎年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	48,933
159			北海道	釧路	1989年 9月頃	2014年 8月4日	○機構本部から連絡があり、年金請求時の職歴等の確認不足により、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生していたにもかかわらず、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求の老齢基礎年金を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求の際には職歴等による年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,851,512
160			大阪	城東	2013年 11月14日	2015年 11月11日	○共済組合との情報交換対象者リストを確認したところ、共済組合への繰上げ請求年月日の確認不足から、本来、老齢基礎年金の受給権発生日は共済組合の受付日とすべきところ、誤って年金事務所の受付日としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いを周知し受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	255,664

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
161	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	説明誤り	東京	世田谷	2015年 9月7日	2015年 12月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢基礎年金の受け付け時に繰下げ意思確認書の記入方法を誤って説明したため、お客様の希望していない65歳時点での老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	777,666
162	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2010年 4月22日	2015年 2月24日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利な長期要件で決定するべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	97,643
163			愛知	中村	1996年 12月26日	2015年 1月23日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、短期要件に該当しないため長期要件で裁定すべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,202,103
164			京都	下京	2013年 2月25日	2015年 5月12日	○他の年金事務所から連絡があり、遺族基礎年金の受給要件の確認不足により、本来、遺族基礎年金請求書を受付するべきところ、死亡一時金請求書を受け付けし、決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金の請求書を申請いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。また、死亡一時金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,884,312
165			愛知	一宮	1991年 2月21日	2014年 4月22日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の決定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	1,464,000
166			岡山	倉敷東	2005年 4月14日	2015年 6月8日		1名	過払い	620,292
167			東京	府中	1997年 2月15日	2015年 1月23日	○機構本部から連絡があり、戸籍謄本の生年月日や年金記録の確認不足により遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	87,700
168			香川	善通寺	2006年 5月25日	2014年 6月30日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部及び戦時加算を誤って遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,526,036
169			静岡	沼津	1979年 3月1日	2014年 12月5日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,062,375
170			山口	宇部	1986年 5月1日	2015年 2月19日		1名	未払い	271,521

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
171	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	1985年 1月22日	2015年 2月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	251,793	
172			愛媛	新居浜	1984年 7月26日	2015年 3月11日		1名	未払い	2,051,607	
173			北海道	札幌西	1984年 5月2日	2015年 3月19日		1名	未払い	1,530,213	
174			北海道	釧路	1985年 4月頃	2015年 3月20日		1名	未払い	226,725	
175			東京	中野	2002年 1月27日	2015年 4月9日		1名	未払い	36,699	
176			山口	宇部	1986年 8月14日	2015年 4月14日		1名	未払い	3,059,573	
177			東京	杉並	1982年 2月4日	2015年 4月20日		1名	未払い	5,161,874	
178			山口	山口	2007年 9月30日	2015年 4月20日		1名	未払い	1,572,297	
179			和歌山	田辺	1999年 2月18日	2015年 5月21日		1名	未払い	549,760	
180			山口	山口	2002年 11月28日	2015年 6月8日		1名	未払い	4,314,488	
181			鹿児島	奄美大島	2007年 6月21日	2014年 3月12日		○事務センターから連絡があり、沖縄特例措置の加算を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,223,762
182			埼玉	秩父	1981年 3月5日	2015年 4月20日			○事務センターから連絡があり、旧令共済期間の算入を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
183	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	1992年 7月2日	2015年 6月5日	○機構本部から連絡があり、船員保険被保険者記録を誤って遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	966,852
184			山口	宇部	2002年 2月14日	2015年 3月13日	○機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り、老齢年金及び遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,071,108
185			愛知	一宮	2001年 3月29日	2013年 1月16日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,070,504
186			愛知	名古屋北	2000年 8月頃	2013年 12月24日		1名	未払い	267,116
187			愛知	一宮	2007年 5月10日	2014年 2月25日		1名	未払い	22,486
188			福岡	直方	1994年 8月25日	2014年 3月4日		1名	未払い	1,117,047
189			北海道	小樽	2000年 12月28日	2014年 7月9日		1名	未払い	813,675
190			福岡	福岡広域 事務センター	2004年 7月8日	2014年 7月11日		1名	未払い	56,219
191			鹿児島	鹿児島北	2000年 10月26日	2014年 8月11日		1名	未払い	847,023
192			長崎	長崎北	1988年 6月30日	2014年 11月18日		1名	未払い	903,362
193			東京	世田谷	2002年 12月5日	2014年 11月27日		1名	未払い	48,174
194			東京	青梅	1998年 3月15日	2015年 1月22日		1名	未払い	1,347,962
195			高知	南国	2005年 6月9日	2015年 1月22日		1名	未払い	775,343

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
196	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	1968年 6月頃	2015年 2月16日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	963,351	
197			千葉	船橋	1972年 11月頃	2015年 2月26日		1名	未払い	1,086,889	
198			東京	中央	1972年 9月頃	2015年 3月24日		1名	未払い	992,327	
199			山口	下関	2006年 7月27日	2015年 3月27日		1名	未払い	205,784	
200			山口	下関	2003年 2月1日	2015年 3月31日		1名	未払い	270,775	
201			山口	下関	2004年 4月15日	2015年 4月3日		1名	未払い	307,404	
202			東京	練馬	2014年 10月23日	2015年 4月6日		1名	未払い	22,251	
203			三重	津	1988年 8月17日	2015年 4月13日		1名	未払い	1,597,636	
204			高知	高知西	1995年 12月14日	2015年 4月16日		1名	未払い	92,356	
205			山口	下関	1997年 3月27日	2015年 4月17日		1名	未払い	429,315	
206			高知	南国	2008年 12月4日	2015年 5月12日		1名	未払い	77,065	
207			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2012年 5月17日	2015年 5月19日		○お客様から提出いただいた障害状態確認届の診断書を審査していたところ、障害年金の決定の際、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、障害状態確認届の診断書の種類を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。提出いただいた診断書で審査を行い、訂正処理を行い、正しい診断書コードの年金証書をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
208			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2014年 7月17日	2015年 10月27日		○お客様から問合せがあり、障害年金の決定の際、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、提出の必要がない障害状態確認届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい診断書コードの年金証書をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
209	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2013年 3月14日	2015年 4月13日	○お客様から連絡があり、障害年金の決定の際に、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、障害状態確認届の診断書の種類を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書及び、障害状態確認届をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
210			岐阜	大垣	2011年 7月27日	2014年 12月10日		○お客様から連絡があり、障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書の確認不足により、お客様の希望していない加算処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、障害年金の子の加算の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
211		説明誤り	山口	山口	2013年 7月8日	2015年 11月25日	○事務センターから連絡があり、初診年月日及び国民年金保険料の納付年月日の確認を漏らしたことから、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不支給決定を行いました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、複数人での受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
212	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	1986年 4月1日	2014年 1月31日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や資格取得記録等の登録誤りにより年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	12,421
213			愛知	瀬戸	1986年 4月1日	2014年 1月31日		1名	未払い	3,154
214			富山	魚津	1981年 11月20日	2014年 4月14日		1名	未払い	19,775
215			佐賀	佐賀	1986年 7月1日	2014年 4月28日		1名	未払い	21,205
216			岐阜	大垣	1981年 1月20日	2014年 5月20日		1名	未払い	94,755
217			新潟	新潟東	1985年 10月頃	2014年 6月6日		1名	未払い	12,807
218			東京	江東	1981年 7月20日	2014年 7月22日		1名	未払い	28,076
219			宮崎	延岡	1976年 5月1日	2015年 1月14日		1名	未払い	18,358
220			広島	三原	1992年 11月20日	2015年 3月13日		1名	未払い	197,923

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
221	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	1986年 5月1日	2014年 4月25日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	4,057,932
222			新潟	上越	1988年 7月1日	2014年 7月17日		1名	未払い	96,300
223			富山	富山	1981年 6月頃	2014年 10月14日		1名	未払い	1,187,900
224			秋田	大曲	2002年 4月9日	2015年 5月12日		1名	未払い	128,424
225			東京	世田谷	1986年 4月1日	2015年 6月8日		1名	未払い	34,796
226			宮崎	延岡	1983年 7月26日	2014年 5月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金の退職改定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	906,479
227			北海道	旭川	1981年 8月1日	2015年 1月15日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において資格取得記録等の登録誤りにより年金が正しく支払われていないこと及び、厚生年金被保険者記録の一部を誤って遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知を行いました。	2名	未払い	6,243
228			神奈川	港北	2000年 12月3日	2015年 3月20日	○機構本部から連絡があり、雇用保険の高年齢雇用継続給付金の受給がなくなってもかわらず、在職老齢年金の支給停止解除処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,868
229			滋賀	事務センター	1978年 9月14日	2015年 5月25日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知を行いました。	1名	未払い	656,095
230			長崎	佐世保	1979年 11月頃	2015年 6月3日		1名	未払い	203,175
231	加給年金の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2014年 10月6日	2015年 1月16日	○お客様からの問合せや他の年金事務所から連絡があり、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
232	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	1998年 6月11日	2015年 2月13日	○お客様からの問合せや他の年金事務所から連絡があり、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,481,008
233			京都	京都西	2007年 2月17日	2015年 12月14日	○事務センターから連絡があり、老齢年金請求時における請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金及び振替加算の支給に必要な書類の案内漏れがあったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	3,172,790
234			高知	高知西	1988年 3月頃	2015年 3月10日	○事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,566
235			愛知	一宮	1989年 5月25日	2014年 5月21日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	297,512
236			北海道	釧路	1995年 7月頃	2014年 8月4日		1名	未払い	579,000
237			宮城	古川	1994年 2月24日	2014年 8月11日		1名	未払い	199,901
238			大阪	堺東	2003年 10月16日	2014年 11月27日		1名	未払い	599,400
239			宮城	仙台北	1991年 11月21日	2014年 11月28日		1名	未払い	292,874
240			神奈川	高津	1995年 11月30日	2014年 12月12日		1名	未払い	668,124
241			宮崎	都城	1996年 8月29日	2015年 3月6日		1名	未払い	762,196
242			福岡	直方	1996年 2月14日	2015年 3月11日		1名	未払い	971,519
243			大阪	枚方	1999年 2月17日	2015年 4月1日		1名	未払い	153,940

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
244	加給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	1996年 7月12日	2015年 4月2日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	196,000
245			広島	広島南	1991年 6月頃	2015年 4月27日		1名	未払い	16,366
246			神奈川	相模原	1991年 7月25日	2015年 5月12日		1名	未払い	5,355,591
247			山口	宇部	1999年 12月22日	2015年 6月4日		1名	未払い	21,992
248			神奈川	平塚	1990年 2月1日	2015年 11月30日		1名	未払い	533,927
249			神奈川	藤沢	2011年 7月22日	2012年 4月6日		1名	未払い	1,305,308
250			福岡	福岡広域 事務センター	1995年 9月11日	2015年 11月4日		1名	過払い	1,070,910
251	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2007年 8月16日	2014年 4月14日	○事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算及び振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	579,447
252			愛知	一宮	1992年 9月20日	2012年 12月12日		1名	未払い	19,167
253			神奈川	藤沢	1996年 2月29日	2015年 5月15日		1名	未払い	4,184,533

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
254	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2009年 3月17日	2014年 11月13日	○年金相談時に確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者の基礎年金番号の登録を誤ったため、振替加算が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	824,601
255			新潟	新潟西	2002年 7月6日	2015年 2月13日		1名	未払い	2,391,541
256			埼玉	浦和	2009年 5月7日	2014年 8月8日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部からの連絡により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	792,774
257			宮城	石巻	2008年 5月18日	2014年 11月27日		1名	未払い	887,086
258			宮城	大河原	2007年 10月5日	2015年 1月19日	1名	未払い	1,005,320	
259			新潟	新潟東	2006年 8月23日	2015年 1月29日	1名	未払い	1,211,928	
260			神奈川	相模原	2006年 11月10日	2015年 2月9日	1名	未払い	1,099,791	
261			香川	高松西	2009年 3月9日	2015年 2月13日	1名	未払い	742,251	
262			神奈川	相模原	2001年 4月13日	2015年 2月23日	1名	未払い	1,290,516	
263			兵庫	尼崎	2009年 1月11日	2015年 3月4日	1名	未払い	824,423	
264			神奈川	厚木	2008年 4月1日	2015年 3月9日	1名	未払い	881,067	
265			香川	高松東	2007年 1月10日	2015年 5月29日	1名	未払い	1,143,943	
266			福岡	久留米	2007年 11月10日	2015年 10月19日	1名	未払い	1,015,877	
267			福岡	久留米	2005年 10月9日	2015年 10月29日	1名	未払い	1,422,041	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
268	振替加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2011年 5月18日	2015年 11月4日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部からの連絡により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	782,908
269			福岡	久留米	2009年 4月11日	2015年 11月17日		1名	未払い	792,783
270			新潟	長岡	2008年 5月8日	2015年 12月7日		1名	未払い	948,514
271			兵庫	西宮	1999年 1月4日	2014年 5月20日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,572,722
272			千葉	佐原	1989年 9月13日	2014年 9月12日		2名	未払い	1,312,793
273			愛知	一宮	2002年 12月19日	2014年 9月12日		1名	未払い	1,133,444
274			千葉	木更津	1992年 6月30日	2014年 11月14日		1名	未払い	2,038,643
275			石川	金沢北	1996年 2月29日	2014年 11月25日		1名	過払い	1,008,765
276			愛知	一宮	1995年 6月20日	2014年 12月8日		1名	未払い	4,071,927
277			群馬	太田	1996年 4月28日	2015年 1月8日		1名	未払い	227,176
278			東京	府中	1999年 12月19日	2015年 1月8日	1名	未払い	2,767,472	
279			神奈川	横浜中	1992年 2月20日	2015年 1月9日	1名	未払い	4,109,060	
280			東京	府中	1998年 2月15日	2015年 1月15日	1名	未払い	3,340,027	
281			山口	萩	2002年 12月頃	2015年 2月4日	1名	未払い	919,466	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
282	振替加算の誤り	確認・決定誤り	山口	岩国	1997年 3月21日	2015年 2月16日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	979,398
283			北海道	小樽	1994年 7月14日	2015年 2月27日		1名	未払い	789,150
284			福岡	直方	2002年 10月2日	2015年 2月27日		1名	過払い	948,908
285			茨城	事務センター	2015年 1月29日	2015年 3月19日		1名	過払い	7,175
286			千葉	千葉	1987年 7月30日	2015年 3月26日		1名	未払い	5,277,871
287			千葉	船橋	1994年 2月11日	2015年 5月1日		1名	未払い	4,543,416
288			神奈川	平塚	1998年 1月20日	2015年 5月15日		1名	未払い	2,898,253
289			大阪	吹田	2000年 6月10日	2015年 5月28日		1名	過払い	2,559,000
290			島根	松江	1989年 9月14日	2015年 6月2日		1名	未払い	3,869,006
291			大分	大分	2000年 4月6日	2015年 6月8日		1名	未払い	2,663,330
292			新潟	三条	1993年 4月2日	2015年 10月22日		1名	未払い	4,888,279
293			新潟	柏崎	1997年 9月8日	2015年 10月23日		1名	未払い	3,313,701
294			京都	京都西	1995年 1月12日	2015年 12月3日		1名	未払い	4,453,854

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
295	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1993年 6月3日	2014年 9月19日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,967,742
296			埼玉	浦和	2006年 11月16日	2014年 9月19日		1名	未払い	938,097
297			愛知	一宮	1992年 6月10日	2014年 10月17日		1名	未払い	3,746,083
298			大阪	城東	1993年 12月22日	2014年 10月31日		1名	未払い	3,273,203
299			神奈川	港北	1994年 5月26日	2014年 11月14日		1名	未払い	3,625,216
300			香川	高松東	1989年 11月30日	2014年 11月17日		1名	未払い	5,276,813
301			広島	三原	1997年 7月21日	2014年 11月25日		1名	未払い	2,311,932
302			東京	府中	2002年 12月15日	2014年 11月25日		1名	未払い	1,975,181
303			大阪	城東	1992年 1月9日	2014年 12月1日		1名	未払い	3,498,406
304			東京	府中	1994年 12月10日	2014年 12月9日		1名	未払い	4,347,422
305			山梨	甲府	1993年 11月18日	2014年 12月15日		1名	未払い	4,213,264
306			香川	高松東	1993年 10月14日	2014年 12月26日		1名	未払い	5,124,490
307			大阪	市岡	1995年 10月5日	2015年 1月14日		1名	未払い	2,739,806
308			秋田	秋田	1990年 2月1日	2015年 1月26日		1名	未払い	4,331,979

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
309	振替加算の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	1993年 1月14日	2015年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,857,967
310			神奈川	港北	1992年 3月24日	2015年 1月30日		1名	未払い	4,613,330
311			東京	江東	1992年 10月20日	2015年 2月3日		1名	未払い	208,248
312			岡山	岡山西	1993年 5月20日	2015年 2月5日		1名	未払い	3,276,958
313			岡山	岡山西	2001年 9月16日	2015年 2月16日		1名	未払い	2,280,982
314			東京	葛飾	1997年 9月18日	2015年 2月23日		1名	未払い	2,023,126
315			大阪	城東	2001年 10月4日	2015年 3月3日		1名	未払い	1,499,453
316			東京	葛飾	1997年 9月10日	2015年 3月11日		1名	未払い	2,721,950
317			神奈川	横浜西	1994年 10月15日	2015年 3月17日		1名	未払い	4,386,534
318			千葉	佐原	1999年 1月6日	2015年 3月17日		1名	未払い	2,211,149
319			新潟	上越	1998年 1月7日	2015年 3月20日		1名	未払い	3,355,655
320			東京	葛飾	2015年 3月26日	2015年 3月26日		1名	未払い	3,481,579
321			山形	新庄	1993年 5月31日	2015年 3月30日		1名	未払い	4,729,729
322			千葉	佐原	1999年 5月27日	2015年 4月3日		1名	未払い	2,322,557

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
323	振替加算の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	1998年 12月9日	2015年 4月10日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,083,093
324			神奈川	横浜西	2001年 1月10日	2015年 4月13日		1名	未払い	2,682,117
325			山形	新庄	2002年 4月11日	2015年 4月14日		1名	未払い	1,617,962
326			千葉	佐原	1996年 6月20日	2015年 4月20日		1名	未払い	2,596,486
327			大阪	城東	1998年 11月1日	2015年 4月30日		1名	未払い	3,108,301
328			東京	江東	2002年 3月7日	2015年 5月7日		1名	未払い	2,349,983
329			千葉	木更津	1990年 9月16日	2015年 5月11日		1名	未払い	4,941,759
330			千葉	佐原	2001年 8月16日	2015年 5月13日		1名	未払い	1,397,007
331			東京	江戸川	1991年 10月17日	2015年 5月22日		1名	未払い	4,230,167
332			神奈川	港北	1993年 12月11日	2015年 5月27日		1名	未払い	4,209,256
333			大阪	堺東	1995年 12月19日	2015年 6月3日		1名	未払い	3,986,680
334			大阪	堀江	1988年 9月1日	2015年 10月26日		1名	未払い	5,095,797
335			東京	府中	1997年 7月1日	2015年 10月27日		1名	未払い	3,544,842
336			茨城	事務センター	2006年 4月頃	2015年 11月2日		1名	未払い	1,396,596

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
337	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	1991年 11月28日	2015年 11月4日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,385,371
338			大阪	堀江	1994年 1月20日	2015年 11月6日		1名	未払い	4,670,696
339			神奈川	藤沢	1993年 9月16日	2015年 11月6日		1名	未払い	4,402,221
340			北海道	札幌西	1992年 11月23日	2015年 11月9日		1名	未払い	4,520,598
341			新潟	三条	1999年 2月22日	2015年 11月13日		1名	未払い	3,137,203
342			福岡	大牟田	1991年 12月5日	2015年 11月18日		1名	未払い	5,456,508
343			東京	葛飾	2009年 8月17日	2015年 11月25日		1名	未払い	3,805,691
344			新潟	三条	1992年 12月23日	2015年 11月27日		1名	未払い	5,090,904
345			千葉	木更津	1993年 5月15日	2015年 11月27日		1名	未払い	4,980,112
346			愛媛	新居浜	1993年 9月30日	2015年 12月1日		1名	未払い	3,838,548
347			神奈川	平塚	1993年 10月19日	2015年 12月8日		1名	未払い	4,787,680
348			岐阜	美濃加茂	1993年 10月28日	2015年 12月14日		1名	未払い	4,787,677
349	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	市岡	2008年 10月頃	2014年 12月2日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い、年金分割の標準報酬改定の再処理及び再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	65,727

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
350	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	2002年 12月頃	2014年 4月30日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,068,440
351			神奈川	港北	1990年 1月22日	2014年 12月18日		1名	未払い	31,296
352			東京	青梅	2009年 4月頃	2015年 1月22日		1名	未払い	12,214
353			香川	高松東	1996年 4月4日	2013年 7月1日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,926,654
354			栃木	栃木	1995年 4月17日	2014年 12月18日		1名	未払い	596,637
355			兵庫	尼崎	2007年 6月20日	2014年 12月22日	1名	未払い	91,146	
356			北海道	小樽	1996年 7月25日	2015年 2月27日	1名	未払い	260,158	
357			東京	世田谷	1995年 5月18日	2015年 3月17日	1名	未払い	557,666	
358			愛知	豊橋	1997年 8月19日	2015年 4月22日	1名	未払い	168,872	
359			東京	世田谷	1992年 10月20日	2014年 10月30日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間が新たに判明したことにより受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済期間の判明時には、受給権発生年月日について再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	597,181
360			岐阜	美濃加茂	1989年 9月20日	2015年 1月13日		1名	未払い	171,086
361			宮崎	宮崎	1984年 7月20日	2015年 3月20日		1名	未払い	699,748
362			栃木	宇都宮西	1975年 6月1日	2015年 3月24日		1名	未払い	107,265

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
363	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2004年 2月5日	2014年 8月26日	○機構本部から連絡があり、再裁定した際に、当初算入されていた戦時加算記録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	751,587	
364			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2015年 5月15日	2015年 5月19日	○他の部署から連絡があり、再裁定処理の際に加給年金支給停止年月日の入力を漏らしたことにより、年金額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定前後の配偶者状態や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,096,263	
365	年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2012年 9月10日	2015年 1月28日	○お客様から連絡があり、障害年金を受給した場合の労働者災害補償保険法の給付にかかる調整の確認漏れにより、お客様にとって不利な年金選択を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を提出いただき、選択処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の取扱い及び労災年金との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	73,210	
366			岐阜	多治見	1985年 8月頃	2014年 8月4日	○機構本部から連絡があり、旧法による併給調整の確認不足により、お客様に遺族年金と老齢年金は併給できないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を提出いただき、選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,277,870	
367			大分	別府	2014年 7月7日	2015年 1月22日	○市役所から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、1級の障害基礎年金に該当した場合の年金額の考慮漏れにより、お客様にとって不利な年金選択を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	107,502	
368			愛媛	松山東	2014年 10月20日	2014年 12月16日	○他の部署から連絡があり、特別一時金を請求して旧法船員保険の障害年金を受給する年金選択の考慮漏れにより、お客様にとって不利な老齢基礎年金の請求を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金請求書を提出いただき、老齢基礎年金の取消しを行い、特別一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	352,500	
369			愛知	一宮	2006年 4月1日	2014年 9月19日	○機構本部から連絡があり、65歳から老齢厚生年金と障害基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより老齢厚生年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書をご提出いただき、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,485,142	
370			説明誤り	愛媛	松山東	2015年 1月9日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、旧三共済の遺族給付にかかる特例年金の確認を漏らしたことから、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を提出いただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	129,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
371	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2015年 3月18日	2015年 4月9日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の処理の際、お亡くなりになった方の年金に支払保留処理を行うべきところ、誤って請求者の年金に支払保留処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際は、対象者の氏名等の確認・入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	89,483
372	未支給年金の誤り	説明誤り	大阪	市岡	2015年 2月17日	2015年 3月26日	○年金相談時に、死亡年月日から5年経過しているため時効により未支給年金の請求ができないお客様へ誤って請求のご案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求の時効の取扱いについて確認するよう徹底しました。	1名	-	0
373	死亡一時金の誤り	説明誤り	三重	伊勢	2015年 11月13日	2015年 11月19日	○年金相談の際、国民年金の納付済期間が36月以上無いため死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受け付けをしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し請求書をお返しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	-	0
374			大阪	天満	2015年 10月13日	2015年 10月23日	○年金相談の際、死亡年月日から2年以上経過しているため、時効により死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、時効の取扱いについて周知徹底しました。	1名	-	0
375	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2015年 8月10日	2015年 11月9日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に別人の基礎年金番号で登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	321,316
376			北海道	事務センター	2015年 7月28日	2015年 10月21日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	80,200
377			大阪	吹田	2015年 7月21日	2015年 10月16日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	163,932
378			富山	富山	2015年 9月9日	2015年 11月18日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求書及び未支給年金請求書の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	402,849
379			福岡	博多	2014年 11月17日	2015年 1月30日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理を行う際に、受給している2つの年金のうち一方の年金の受取金融機関のみを変更し、他方の年金について変更を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
380	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2015年 2月26日	2015年 4月20日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	301,426
381	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	千葉	千葉	2010年 1月14日	2015年 4月30日	○他の年金事務所から連絡があり、別人記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	215,881
382			福島	事務センター	2010年 8月22日	2015年 6月2日	○内部点検により、別人記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	639
383	支払保留の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2015年 8月31日	2015年 11月11日	○お客様から問合せがあり、市役所の職員が年金事務所へ年金受給者の死亡について情報提供した際、誤って別人の情報を伝えたため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市役所から、死亡についての情報提供を行う際は、ダブルチェックを行うと報告がありました。	1名	未払い	313,716
384	誤交付	誤送付・誤送信	大阪	豊中	2015年 3月2日	2015年 3月2日	○年金相談時に、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、改定通知書の再交付の申請をしていたお客様に誤って別人の記録が記載された源泉徴収票を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した源泉徴収票を回収し、申請されていた改定通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
385			三重	四日市	2015年 11月4日	2015年 11月10日	○お客様から連絡があり、未使用のため返却いただいた返信用封筒にお客様の雇用保険被保険者証が封入されていたにも関わらず、窓口で別のお客様へお渡ししていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。雇用保険被保険者証を返却いただき、雇用保険被保険者証の持ち主にお返ししました。 ●担当部署において、事象について周知し、窓口交付時の確認を徹底しました。	2名	-	0
386			東京	中野	2015年 11月16日	2015年 11月19日	○お客様から連絡があり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
387	年金見込額の誤り	説明誤り	福井	武生	2015年 2月16日	2015年 5月12日	○お客様から連絡があり、委託社会保険労務士が年金相談時に繰上げ受給している年金の考慮を漏らし、誤った年金見込額の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
388			岐阜	多治見	2015年 8月28日	2015年 12月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に誤った年金の支払見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい金額について説明しました。 ●担当部署において、年金の支払見込額の交付時にチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
389	年金給付関係書類の作成誤り	通知等の作成誤り	愛知	一宮	2015年 3月26日	2015年 3月26日	○お客様から連絡があり、年金請求書の受付控えに誤った基礎年金番号を記載し交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。正しい受付控えをお渡しし、誤った受付控えを回収しました。 ●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
390			富山	富山	2015年 5月14日	2015年 5月15日	○内部点検により、共済組合の年金を請求する場合にのみ交付できる年金加入期間確認通知書を、海外の年金を請求するお客様に誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金加入期間通知書を回収しました。 ●担当部署において、年金加入期間確認通知書の交付の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
391	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	滋賀	大津	2014年 10月17日	2015年 4月16日	○金融機関から連絡があり、提出された支払機関変更届が処理されておらず所在不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払機関変更届を再提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
392	年金給付関係書類の未処理	未処理・処理遅延	熊本	熊本西	2014年 9月22日	2015年 1月13日	○お客様から問合せがあり、受け付けた障害年金請求書に審査を行うには添付書類が不十分であるにも関わらず、返戻等の対応もされず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に再度書類を提出いただき、機構本部へ進達し審査を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
393			大阪	守口	2014年 8月14日	2014年 10月23日	○未処理書類の点検により、障害基礎年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書等の処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	24名	未払い	18,201,557
394			神奈川	港北	2014年 3月28日	2015年 6月3日	○未処理書類の点検を行っていたところ、受け付けた年金選択申出書や障害年金請求書等に提出書類が不十分であるにも関わらず、返戻等の対応もされず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に再度書類をご提出いただき、処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	8名	未払い	1,524,713

日本年金機構の平成28年5月分のシステム事故等一覧

	件名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	不要な年金振込通知書(平成28年4月送付分)の送付について	2016年 4月8日	2016年 4月13日	○平成28年2月に「年金振込通知書」をお送りした方のうち、当該通知書に記載された「平成28年4月の支払額」に変更がないにもかかわらず、4月にも「年金振込通知書」を送付した方がいることが判明しました。 今回の事案においては、2月の通知書と4月の通知書に記載された金額は同じであり、実際に4月15日に支払われた年金額も同じ額で、お支払する年金額に影響はありません。 ●日本年金機構ホームページに当該事象について掲載し、年金額に影響がないことをお知らせしました。 ●「年金振込通知書」は、平成28年2月より様式の一部を見直しましたが、それに伴うシステム改修に関し、お送りする方を判定するプログラムに誤りがあったもので、当該プログラムを改修しています。 ●今後は、通知等の作成にあたって、対象者抽出の条件設定等の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。 (平成28年4月16日に機構HPにてお知らせした事案)	762,587名	-	0円